

# 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領

〔 24 生産第 2902 号  
平成 25 年 2 月 26 日  
農林水産省生産局長通知 〕

改正 令和 4 年 3 月 8 日 3 農産第 3406 号

## 第 1 対策の内容等

本対策の内容等は、次によるものとする。

- 1 施設園芸セーフティネット構築事業：別紙 1-1
- 2 茶セーフティネット構築事業：別紙 1-2
- 3 推進事業：別紙 2

## 第 2 事業実施者

- 1 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2900 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 3 の 2 の事業実施者となる協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 代表者が定められていること。
  - (2) 構成員に農業者団体及び都道府県が含まれていること（ただし、事業主体（要綱第 2 に定めるもの。以下同じ。）が特に認める場合はこの限りではない。）。
  - (3) 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
  - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 協議会は、施設園芸等燃油価格高騰対策（以下「対策」という。）に係る事務の一部を、1 の (1)、(3) 及び (4) の要件（ただし、1 の (3) の要件のうち内部監査の方法を明確にした規約を除く。）を満たす組織に委任することができるものとする。
- 3 協議会長又はその地位を継承した者は、対策に係る事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業終了の翌事業年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 要綱第 3 の 2 の (2) の農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める手続は、次のとおりとする。
  - (1) 事業実施者は、要綱第 3 に定める事業を行おうとするときは、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して要綱第 3 に定める事業を行おうとする場合であって、協議会規約等が定められているときは、必要に応じて協議会規約等を

改正するとともに、本対策に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。

- ア 協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- (2) 協議会長は、事業主体に、会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第1号により、事業主体が定める期日までに承認を申請しなければならない。
- (3) 事業主体は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会長に通知しなければならない。
- (4) 協議会長は、対策に係る(1)のアの協議会規約を変更しようとするときは、事業主体に参考様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、事業主体が行う審査から承認までの手続は(3)に準ずるものとする。
- (5) 協議会長は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに事業主体に参考様式第3号により届けなければならない。
- (6) 事業主体は、協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であって、(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ農産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(3)の承認を取り消すときは、承認を取り消す理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

### 第3 支援対象者

要綱第3の3の支援対象者は、次の要件を満たすものとする。

- 1 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業（以下「施設園芸等」という。）を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。なお、茶にあっては自ら茶加工を行う農家又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等とする。
- 2 事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上となるよう努めること。
- 3 第5の2に定める燃油使用量の省エネルギー化又は燃油コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）推進計画を定め、事業参加者の燃油使用量を15%以上削減する等の目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。
- 4 原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同

組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

#### 第4 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱第5の2の農産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 事業実施者は、次に掲げる事項を内容とする第1の事業の実施等に係る業務方法書を作成し、事業主体に参考様式第4号により承認を申請しなければならない。
  - (1) 本対策により積み立てた資金の管理に関する事項
  - (2) 支援対象者から事業実施者への第1の事業に係る助成金の申請に係る事項
  - (3) 事業実施者から支援対象者への第1の事業に係る支払いに関する事項
  - (4) 支援対象者から事業実施者への第1の事業の実績の報告に関する事項
  - (5) 支援対象者から事業実施者への第1の事業に係る助成金の返還に関する事項
  - (6) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた事業主体は、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、事業実施者に通知しなければならない。
- 3 事業実施者は、業務方法書を変更しようとするときは、事業主体に参考様式第5号により変更の承認をしなければならない。この場合において、事業主体が行う承認から承認の通知までの手続については、2に準ずるものとする。

#### 第5 事業実施等の手続

##### 1 事業実施計画の作成

要綱第6の1の(1)及び(2)の農産局長が別に定める手続等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業実施者は、要綱第6の事業実施計画の作成に当たっては、本対策に係る目標として、2に定める省エネルギー等対策推進計画を踏まえ、同計画で2の(1)により燃油使用量を削減する等の目標を掲げた各事業年度を目標年度とする施設園芸等の省エネルギー等対策に関する目標を定めるとともに、支援対象者からの事業申請内容を取りまとめ、参考様式第6-1号又は6-2号により事業実施計画を作成し、事業主体に提出するものとする。
- (2) 要綱第6の1の(2)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。
  - ア 事業の中止又は廃止
  - イ 施設園芸等の省エネルギー等対策に関する目標の変更
  - ウ 事業実施者の変更
  - エ 事業費又は事業量の3割を超える増減
  - オ 事業主体からの補助金の増額又は3割を超える減額を伴う変更

## 2 省エネルギー等対策推進計画

第1の1又は2の事業の申請を行おうとする支援対象者は、参考様式第7-1号又は7-2号により以下の内容を含む省エネルギー等対策推進計画を作成し、事業実施者に事業の申請を行う際に提出しその承認を受けるものとする。

なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。

### (1) 次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標

ア 令和2事業年度以降に計画を策定した場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、10a当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については、1工場当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

イ 令和元事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア)から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(ア) 10a当たり燃油使用量を更に15%以上削減。ただし、茶に係る省エネルギー等対策推進計画については1工場当たり燃油使用量を更に15%以上削減

(イ) 単位生産量当たり燃油使用量を15%以上削減。

(ウ) 当初計画（当該対策において初めて作成した計画（変更を含む。））から計30%以上の燃油使用量削減を達成した者は、これらの削減を維持した上で、自身の削減目標を定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

### (2) (1) の目標達成に向けた取組

## 3 事業実施計画の承認基準

要綱第6の2の事業実施計画の承認に当たっては、事業主体は、次に掲げる項目を審査の上、これをすべて満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。

(2) 取組の内容の達成が見込まれること。

(3) 事業実施計画のうち第1の1又は第1の2の事業により造成する資金の規模が、加入面積等から勘案して妥当であること。

(4) 事業実施計画のうち第1の3の事業に関する取組の内容が、対策の適正な実施に寄与すると認められること。

## 第6 事業実施状況の報告

要綱第7の事業実施状況の報告は、第5の1の(1)に定める目標年度のうち最終の事業年度までの間、事業実施者が参考様式第8号により、各事業年度の実施状況を翌事業年度の9月末日（茶にあつては翌事業年度の3月末日）ま

で事業主体に提出して行うものとする。

事業主体は、事業実施者の報告を取りまとめ、速やかに農産局長に報告するものとする。

## 第7 事業主体による事業の着手

- 1 事業主体による対策の事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により、農産局長に届け出るものとする。

- 2 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、事業主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業主体は、交付決定前に着手した場合には、施設園芸等燃油価格高騰対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

- 3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、農産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第8 報告

農産局長は、必要に応じて事業主体に対し、各事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

## 第9 留意事項

本対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- 1 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施者は、農業共済組合等と連携し、支援対象者又は事業参加者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

- 2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する

る指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### 3 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

#### 附 則

この要領は、平成25年2月26日から施行する。

#### 附 則 (平成25年11月11日25生産第2318号)

- 1 この改正は、平成25年11月11日から施行する。
- 2 改正前の第9に基づく事業の実施については、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則 (平成27年1月9日26生産第2486号)

この改正は、平成27年1月9日から施行する。

#### 附 則 (平成28年1月20日27生産第230号)

この改正は、平成28年1月20日から施行する。

#### 附 則 (平成28年4月1日生産第2845号)

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

この通知による改正後の燃油価格高騰緊急対策実施要領は、平成29事業年度分の茶セーフティネット構築事業から適用する。

#### 附 則 (平成29年1月24日28生産第1737号)

- 1 この改正は、平成29年1月24日から施行する。
- 2 この通知による燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成29年3月28日28生産第2045号)

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づく事業に係る同要領第6の規定による報告については、なお従前の例による。

- 3 この要領の施行の日において、同要領による改正前の燃油価格高騰緊急対策実施要領に基づき既に事業を実施している者は、この要領による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領に基づき事業を実施している者とみなし、同要領の規定を適用する。

附 則（平成30年2月2日29生産第1933号）

- 1 本要領は、平成30年5月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成30年2月2日から施行する。
- 2 本通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業に係る旧要領第6の規定による報告については、なお従前の例による。
- 3 本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附 則（平成30年3月30日29生産第2279号）

この改正は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年1月29日30生産第1792号）

- 1 本要領は、平成31年（西暦2019年）5月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、平成31年（西暦2019年）1月29日から施行する。
- 2 本通知による改正前の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業に係る旧要領第6の規定による報告については、なお従前の例による。
- 3 本通知の施行の日において、旧要領に基づき既に事業を実施している者は、本通知による改正後の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「新要領」という。）に基づき事業を実施している者とみなし、新要領の規定を適用する。

附 則（平成31年4月22日31生産第337号）

この改正は、平成31年4月22日から施行する。

附 則（令和元年12月23日元生産第1414号）

この改正は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和2年2月3日元生産第1664号）

この改正は、令和2年7月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和2年2月5日から施行する。

附 則（令和2年3月27日元生産第2107号）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年2月3日付け元生産第1664号による改正のうち、別紙2別表に係る改正規定を削る。

附 則（令和3年1月28日2生産第1841号）

この改正は、令和3年7月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和3年1月28日から施行する。

附 則（令和4年1月28日3農産第2659号）

この改正は、令和4年7月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和4年1月28日から施行する。

附 則（令和4年3月8日3農産第3406号）

この改正は、令和4年7月1日から施行する。ただし、施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業に係る改正については、令和4年3月8日から施行する。



(別紙1-1)

## 施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業

### 第1 事業の目的

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の高騰時に補填金を交付することにより、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和し、施設園芸農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

### 第2 対象油種及び対象期間

#### 1 対象油種

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油（以下「施設園芸用燃油」という。）を対象とする。

#### 2 対象期間

原則として、施設園芸における燃油需要期である11月から翌年4月までの間（以下「加温期間」という。）を対象期間とする。

ただし、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の10月から翌年6月までの間から、月を単位として1月又は連続する2月以上の期間を対象期間として選択することができる。

### 第3 事業実施等の手続

#### 1 セーフティネットへの加入の契約等

##### (1) 加入契約

ア 事業実施者は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）に加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき要綱第6により事業実施計画を作成し、事業主体からその承認を受けた後に、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。

イ 事業実施者は、アの積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

(ア) 施設園芸用燃油購入数量の設定に関する事項

(イ) 施設園芸用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）に係る補填積立金（以下「燃油補填積立金」という。）の納入に関する事項

(ウ) 施設園芸用燃油購入数量の報告に関する事項

(エ) 施設園芸用燃油価格差補填金の交付に関する事項

(オ) 施設園芸用燃油価格差補填金の返還等に関する事項

(カ) 契約の解約等に関する事項

(キ) 契約対象期間

(ク) 個人情報の保護に関する事項

(ケ) その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

ウ アの積立契約の期間は、積立契約の成立の日又は当該契約の対象期間の

開始日のうちいずれか早い日から、原則として、要綱第4の2に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。

## (2) 燃油購入数量

セーフティネットに加入しようとする支援対象者又は(1)のアにより事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)は、事業実施者に対し、原則として当該事業年度の対象期間の開始前に施設園芸用燃油価格差補填金(以下「燃油補填金」という。)の対象となる燃油購入数量を申込み、事業実施者はこれを決定するものとする。

## 2 燃油補填積立金の納入等

### (1) 燃油補填積立金の納入

ア 加入者は、事業実施者に対し、燃油補填積立金を、要綱第5の2の規定により事業実施者が定める業務方法書に従って事業実施者に納入するものとする。

イ アの燃油補填積立金は、加入者が下表のいずれかを選択し、その算出式により得た金額とする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式(灯油価格=A重油価格×1.06)により換算を行う。

なお、7中5平均とは、過去7年間の加温期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢	算出式
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(115%－100%)円/リットル×燃油購入数量(1の(2)に定める数量)×1/2
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(130%－100%)円/リットル×燃油購入数量(1の(2)に定める数量)×1/2
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(150%－100%)円/リットル×燃油購入数量(1の(2)に定める数量)×1/2
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	7中5平均×(170%－100%)円/リットル×燃油購入数量(1の(2)に定める数量)×1/2

### (2) 燃油補填積立金の精算

事業実施者は、積立契約の期間満了時において、加入者に係る燃油補填積立金の残額がある場合には、当該積立金の残額を返還するものとする。

## 3 燃油の購入数量の報告

事業実施者は、4の(1)の事業主体からの通知を受けて燃油補填金の交付

を行うときは、加入者にその旨を通知するものとし、加入者は、当該燃油補填金の対象となる燃油の購入実績を事業実施者に報告するものとする。

#### 4 施設園芸用燃油価格差補填金の交付

##### (1) 補填金の交付

事業実施者による燃油補填金の交付は、第2に定める対象期間中の各月ごとに、当該月のA重油の全国平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が、発動基準価格（7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額）を超えた場合に行うものとする。なお、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については事業主体が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

##### (2) 補填金の単価

施設園芸用燃油の単位数量1リットル当たりの補填金の額（以下「補填金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とするものとし、事業主体が農産局長の承認を得て定めるものとする。なお、灯油の場合は、A重油価格からの換算式（灯油価格＝A重油価格×1.06）により換算を行う。

$$\text{補填金単価（円/リットル）} = \text{当該月のA重油全国平均価格} - \text{発動基準価格}$$

##### (3) 補填対象の燃油数量

ア 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。ただし、事業主体が対象期間の地域ごとの平均気温等を勘案して特に認める場合は、事業主体は当該月の燃油購入数量の70%から100%までの範囲内で当該割合を定めることができる。

イ 次のいずれかに該当する場合には、アの規定にかかわらず、補填金の交付が行われる月の燃油購入数量の100%とする。

(ア) 当該月の燃油価格が前事業年度の加温期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(イ) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。

(ウ) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

##### (4) 補填金の交付額

事業実施者が対象期間中の各月ごとに交付する補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、要綱第3の4の(1)のイに定める対策資金の範囲内において、各加入者につき、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃油数量}$$

(別紙1-2)

## 施設園芸等燃油価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業

### 第1 事業の目的

茶セーフティネット構築事業は、茶の省エネルギー等対策に計画的に取り組む産地において、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の高騰時に補填金を交付することにより、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和し、茶農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

### 第2 対象油種及び対象期間

#### 1 対象油種

茶セーフティネット構築事業は、茶加工用に供するA重油（以下「茶加工用燃油」という。）を対象とする。

#### 2 対象期間

原則として、茶加工の燃油需要期である4月から10月までの間を対象期間とする。

### 第3 事業実施等の手続

#### 1 セーフティネットへの加入の契約等

##### (1) 加入契約

ア 事業実施者は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）に加入しようとする支援対象者からの申込みに基づき要綱第6により事業実施計画を作成し、事業主体からその承認を受けた後に、当該支援対象者との間に積立契約を締結するものとする。

イ 事業実施者は、アの積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

(ア) 茶加工用燃油購入数量の設定に関する事項

(イ) 茶加工用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が茶農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下同じ。）に係る補填積立金（以下「燃油補填積立金」という。）の納入に関する事項

(ウ) 茶加工用燃油購入数量の報告に関する事項

(エ) 茶加工用燃油価格差補填金の交付に関する事項

(オ) 茶加工用燃油価格差補填金の返還等に関する事項

(カ) 契約の解約等に関する事項

(キ) 契約対象期間

(ク) 個人情報保護に関する事項

(ケ) その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

ウ アの積立契約の期間は、積立契約の成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、原則として、要綱第4の2に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。

## (2) 燃油購入数量

セーフティネットに加入しようとする支援対象者又は(1)のアにより事業実施者と積立契約を締結した支援対象者(以下「加入者」という。)は、事業実施者に対し、原則として当該事業年度の対象期間の開始前に茶加工用燃油価格差補填金(以下「燃油補填金」という。)の対象となる燃油購入数量を申込み、事業実施者はこれを決定するものとする。

## 2 燃油補填積立金の納入等

### (1) 燃油補填積立金の納入

ア 加入者は、事業実施者に対し、燃油補填積立金を、要綱第5の2の規定により事業実施者が定める業務方法書に従って事業実施者に納入するものとする。

イ アの燃油補填積立金は、加入者が下表のいずれかを選択し、その算出式により得た金額とする。

なお、7中5平均とは、過去7年間の対象期間平均A重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格をいう。以下同じ。

選択肢	算出式
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (115\% - 100\%) \text{円/リットル} \times \text{燃油購入数量 (1の(2)に定める数量)} \times 1/2$
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (130\% - 100\%) \text{円/リットル} \times \text{燃油購入数量 (1の(2)に定める数量)} \times 1/2$
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (150\% - 100\%) \text{円/リットル} \times \text{燃油購入数量 (1の(2)に定める数量)} \times 1/2$
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	$7中5平均 \times (170\% - 100\%) \text{円/リットル} \times \text{燃油購入数量 (1の(2)に定める数量)} \times 1/2$

### (2) 燃油補填積立金の精算

事業実施者は、積立契約の期間満了時において、加入者に係る燃油補填積立金の残額がある場合には、当該積立金の残額を返還するものとする。

## 3 燃油の購入数量の報告

事業実施者は、4の(1)の事業主体からの通知を受けて燃油補填金の交付を行うときは、加入者にその旨を通知するものとし、加入者は、当該燃油補填金の対象となる燃油の購入実績を事業実施者に報告するものとする。

#### 4 茶加工用燃油価格差補填金の交付

##### (1) 補填金の交付

事業実施者による燃油補填金の交付は、第2に定める対象期間中の各月ごとに、当該月のA重油の全国平均価格（「農業物価統計調査」（農林水産省大臣官房統計部公表）による。）が、発動基準価格（7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額）を超えた場合に行うものとする。なお、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については事業主体が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。

##### (2) 補填金の単価

茶加工用燃油の単位数量1リットル当たりの補填金の額（以下「補填金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とするものとし、事業主体が農産局長の承認を得て定めるものとする。

$$\text{補填金単価（円/リットル）} = \text{当該月のA重油全国平均価格} - \text{発動基準価格}$$

##### (3) 補填対象の燃油数量

ア 補填対象の燃油数量は、原則として当該月の燃油の購入数量の70%とする。

イ 次のいずれかに該当する場合には、アの規定にかかわらず、補填金の交付が行われる月の燃油購入数量の100%とする。

(ア) 当該月の燃油価格が前事業年度の対象期間における平均燃油価格の111%以上であること。

(イ) 当該月の燃油価格が前々事業年度の同期同価格の122%以上であること。

(ウ) 当該月の燃油価格が前々々事業年度の同期同価格の133%以上であること。

##### (4) 補填金の交付額

事業実施者が対象期間中の各月ごとに交付する補填金の額は、次に掲げる算式により算出された額とし、要綱第3の4の(1)のイに定める対策資金の範囲内において、各加入者につき、当該燃油補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

$$\text{補填金の交付額} = \text{補填金単価} \times \text{補填対象の燃油数量}$$

(別紙2)

## 施設園芸等燃油価格高騰対策のうち推進事業

### 第1 事業の目的

施設園芸等燃油価格高騰対策（以下「対策」という。）の効果を十全に発揮させるため、対策の趣旨の徹底、適切な審査等の実施、取組の実施確認等により、対策の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

### 第2 事業の内容

#### 1 推進事業の内容は、次のとおりとする。

##### (1) 推進・指導

事業主体及び事業実施者は、対策の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

##### (2) 交付事務

事業主体及び事業実施者は、事業実施者及び支援対象者から提出された申請書等の審査、助成金等の交付等を行うものとする。

##### (3) 実施確認

事業実施者は、助成金又は補填金の対象となる取組について、実地確認を行うものとする。

##### (4) その他必要な事項

#### 2 助成額

推進事業を実施する事業主体及び事業実施者に対する国及び事業主体の助成額は、定額とする。

#### 3 補助対象とする経費

補助対象とする経費は、事業に直接要するもので、別表に定める経費であって、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

### 第3 事業の委託

事業主体及び事業実施者は、第2の1の事業の内容の一部を、要領第2の1の(1)、(3)及び(4)の要件（ただし、要領第2の1の(3)の要件のうち内部監査の方法を明確にした規約を除く。）を満たす組織に委任することができるものとする。

## 別表

費目	細目	内 容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な備品の経費(ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	取得単価が50万円未満のものに限る。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること。



	光熱水費	本事業を実施するために直接必要な施設、装置の動力源となる電気、ガス水道料金として支払われる経費	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ等の実施にかかる経費	国内旅費に限る。
	費用支弁	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用及びそれに準ずる経費	以下、会計年度任用職員（パートタイム）とは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第二十二條の二第一項第一号に規定する者とする。
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。事業主体及び事業実施者に従事する者に対する謝金は認められない。
賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業主体又は事業実施者が雇用した者に対して支	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備す

		払う実働に応じた対価(日給又は時間給)にかかる経費	ること。
給与		会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与及びそれに準ずる経費	以下、会計年度任用職員（フルタイム）とは、改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する者とする。
報酬		会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬及びそれに準ずる経費	
職員手当等		<p>会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当及びそれに準ずる経費</p> <p>会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当及びそれに準ずる経費</p>	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <p>補助金の額の50%未満とすること。</p> <p>事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p> <p>民間企業内部で社内発注</p>

			を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析・加工等を行う経費	
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

- 1 賃金、給与、報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、委託費の中に含まれている場合も同様の取扱いとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業主体又は事業実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルにあつては認めないものとする。